観音寺市おためし暮らし宿泊費補助金　申請の流れ

注意

※申請を希望される場合は、事前にふるさと活力創生課までご相談ください。

補助対象事業
1. お試し移住体験事業（本市への移住を検討している方が行うおためし暮らし）
2. 二地域居住等地域活動支援事業（関係人口が行うおためし暮らし）

補助対象経費
宿泊費　※交通費や食費などは補助対象外

補助金額
〔（宿泊費 － 2,000円）〕 ×　宿泊日数　×　宿泊人数
※補助対象人数：最大5名（申請者＋同行者4名まで）
※1人1泊あたりの補助上限額：6,000円
※1,000円未満切り捨て

①補助金申請前の確認

次に掲げる要件をすべて満たしている方
（1） 申請時において、香川県外に住所があること。
（2） 市内の宿泊施設を利用して、2泊以上7泊以内の期間本市に滞在すること。
（3） 本市での滞在の目的が、観光や出張、帰省などではないこと。
（4） 同一年度内において、本補助金の交付を受けたことがないこと。
（5） 暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有しない者であること。

移住を検討されている方
（お試し移住体験事業）

（1）過去3年以内に、本市へ窓口やメール、電話などで移住に関する相談を行っていること。
（2）滞在中に、住まい探しや生活環境の確認、仕事探しなどを行うこと。

二地域居住を検討されている方
（二地域居住等地域活動支援事業）

（1）滞在中に、地域交流が見込める市内イベントへの参加や地域団体での活動、ワーケーションなどを行うこと。
（2）滞在中に、地域の担い手となる活動や地域住民との交流、地域の課題解決に資する取り組みなどを行うこと。

上記を満たす場合
申請可能です

②交付申請書の提出

宿泊日の10日前までに、下記の書類をふるさと活力創生課へご提出ください。

① 観音寺市おためし暮らし宿泊費補助金交付申請書（様式第1号）
② おためし暮らし計画書（様式第2号）
③ 宿泊予約の内容及び宿泊費が確認できる書類の写し（予約確認書など）
④ 現住所を確認できる本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証など）
⑤ 同行者が同一世帯であることを確認できる書類の写し（住民票、マイナンバーカード、運転免許証など）

③補助金の交付決定

申請書類の内容を確認し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、観音寺市おためし暮らし宿泊費補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知します。

④本市で滞在

滞在中は、移住や二地域居住に向けた活動に取り組んでください。

⑤事業の変更等

申請内容を変更するときは、観音寺市おためし暮らし宿泊費補助金変更等申請書（様式第4号）を提出してください。
承認することが適当と認めたときは、観音寺市おためし暮らし宿泊費補助金交付決定変更等承認通知書（様式第5号）で通知します。

申請した年度の2月末までに提出

⑥実績報告書の提出

宿泊期間終了後14日以内に、下記の書類をふるさと活力創生課へご提出ください。
① 観音寺市おためし暮らし宿泊費補助金実績報告書（様式第6号）
② 宿泊費の支払が確認できる領収書の写し（申請者名義であることが必要）
③ 滞在後アンケート

⑦補助金額の確定

報告書類の内容を確認し、補助金交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、観音寺市おためし暮らし宿泊費補助金確定通知書（様式第7号）により通知します。
額の確定通知を受けたら、観音寺市おためし暮らし宿泊費補助金交付請求書（様式第8号）および補助金の振込先が分かる預金通帳またはキャッシュカードの写しを提出してください。